

大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げ、第16条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（対象中学校及び対象高等学校についての適用除外等）

第16条 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する対象中学校及び対象高等学校（以下「対象中学校及び対象高等学校」という。）については、第5条、第9条第4項第4号及び第6項、第10条、第11条、第13条並びに第14条の規定は、適用しない。

2 対象中学校及び対象高等学校に対する第7条第2項及び第12条の規定の適用については、同項中「児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の授業に関する評価の結果」とあるのは「生徒又は保護者による意見」と、同条第1項中「教員」とあるのは「教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人」とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第16条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成29年 2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う大阪市立学校に係る運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項の特例を定めるとともに、市費負担教員の人事評価の方法の特例を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校活性化条例（抄）

（市費負担教員の人事評価）

第11条 教育委員会は、学校に勤務する教職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪
市条例第29号）第4条第1項第2号アに掲げる高等学校等教育職給料表、同号イに掲げる小学
校・中学校教育職給料表及び同号ウに掲げる幼稚園教育職給料表の適用を受ける者について、
市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の例に準じて、
教育委員会規則で定めるところにより、人事評価を行うものとする。

第12条 - 第16条 省 略

第11条 第15条

（対象中学校及び対象高等学校についての適用除外等）

第16条 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大
阪市条例第108号）第2条に規定する対象中学校及び対象高等学校（以下「対象中学校及び対
象高等学校」という。）については、第5条、第9条第4項第4号及び第6項、第10条、第11
条、第13条並びに第14条の規定は、適用しない。

- 2 対象中学校及び対象高等学校に対する第7条第2項及び第12条の規定の適用については、同
項中「児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員（教育公務員特例法（昭和24年法
律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の授業に関する評価の結果」と
あるのは「生徒又は保護者による意見」と、同条第1項中「教員」とあるのは「教員（教育公
務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）」と、同
条第2項中「教育委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条
の3第1項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人」とする。